

1-4-2 使用する原材料、資材等の形状の確認

事業活動として、次に示す形状の原材料、資材等を使用しているかどうか確認してください。

使用量の把握が必要な原材料、資材等(製品)の形状

ア 気体又は液体のもの

例:溶剤、接着剤、塗料、ガソリンなど

イ 固体のもので固有の形状を有しないもの(粉末状のものなど)

例:添加剤(粉末状)、試薬(粉末状)など

ウ 固体のうち固有の形状を有するもので取扱いの過程で溶融、蒸発又は溶解するもの

例:めっきの金属電極、インゴット(溶解して用いるアルミニウム塊)、樹脂ペレット^{*1}など

エ 精製や切断等の加工に伴い環境中に排出される可能性があるもの

例:石綿製品、切削工具等の部品^{*2}

ただし、上記のア～エに該当するものであっても、以下のようなものは除きます。

- ・一般消費者用の製品^{*3}で、容器などに包装された状態で流通し、そのまま販売されるもの

例:家庭用の洗剤、家庭用の害虫駆除剤、白熱灯、蛍光灯等の照明器具^{*4}など

- ・密閉された状態で使用される形態のもの^{*5}

例:バッテリー、コンデンサーなど

- ・再生資源^{*6}

例:廃溶剤、金属くずなど

(参考)使用量を把握する必要のない原材料、資材等の形状

- ・固体のうち固有の形状をするもので取扱いの過程で溶融、蒸発又は溶解しないもの。

例:組立部品、管、板、圧延等の加工に用いられる金属原料^{*7}など

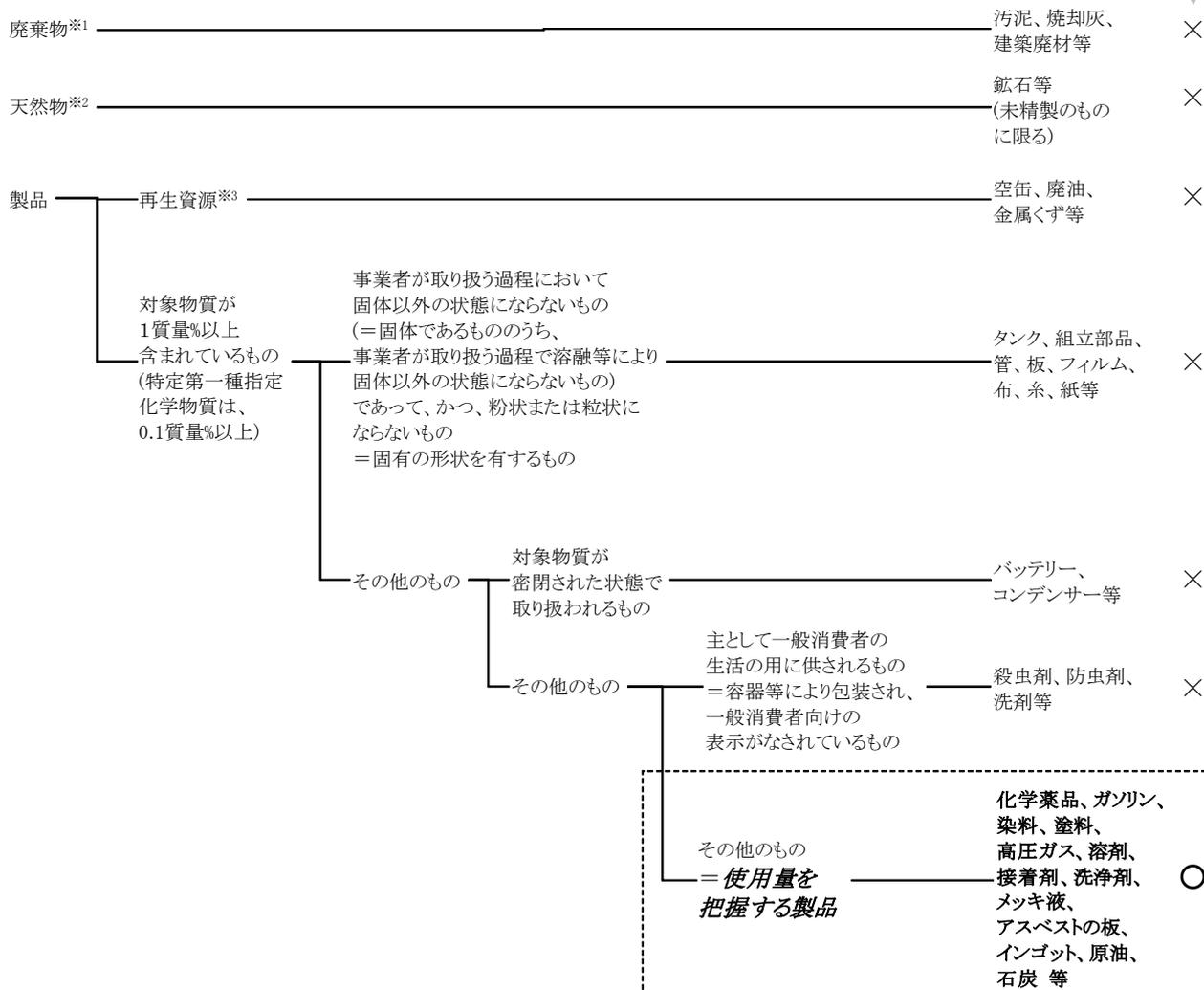
※1 樹脂ペレットを原料としたプラスチックを成型加工するものは、押出加工等の過程で団塊状のものが加熱されて溶融・結合し、明らかに異なる形状になることから、「固体以外の状態」になると考えられますので、使用量を把握する原材料、資材等の形状に該当します。同様に、金属材料を溶接する場合も「固体以外の状態」になりますので、溶接される部材全体に含まれている対象物質の量を使用量として

把握してください。

- ※2 切削工具等の部品は、それらが使用される過程で摩耗するために一定期間経過後に交換されることがあらかじめ想定されているものであり、含有されている物質が有意な量で環境中に排出されると考えられますので、「粉状又は粒状になる」ものとして、使用量を把握する原材料、資材等の形状に該当します。
- ※3 「一般消費者用の製品」とは、もっぱら家庭生活に使用されるものとして、容器などに包装された状態で流通し、かつ、一般消費者向けの表示がされているものをいい、例えば、小売店やスーパーなどで販売される洗剤や家庭用殺虫剤などを指します。
- ※4 白熱灯、蛍光灯等の照明器具については、
 - ① 照明器具がもっぱら消費者に販売されるものであれば、「主として家庭生活上で使用されるもの」として、
 - ② 照明器具が事業者用のものであっても、対象物質が蛍光灯の真空管の中にか封入されておらず、外部に出てこないのであれば、「密閉された状態で使用される形態のもの」として、
 - ③ 対象物質がガラス部分や外部の金属部分に含有されているのであれば「固体のうち固有の形状をするもので取扱いの過程で熔融、蒸発又は溶解しないもの」として、対象物質の使用量を把握する必要はありません。
- ※5 容器に入っているなど密封された状態の原材料、資材等(例えば、一斗缶に入った塗料等)を、その事業所で開けずに、卸売り、販売等している場合は、それに含まれる対象物質の使用量を把握する必要はありません。
- ※6 廃棄物処理業者が対象物質(トルエン、キシレン等)を含む廃シンナー等を回収している場合は、その使用量を把握する必要はありませんが、その廃シンナー等を精製してシンナー等を製造している場合は、精製したシンナーに含まれる対象物質を製造していることとなりますので、製造量に含めてください。なお、このような場合、主たる業種または従たる業種の欄に「化学工業」を記載して届け出てください。
- ※7 圧延加工や鍛造加工が行われる金属は、加熱によって明らかに金属が溶解していれば「固体以外の状態」となりますが、単なる加圧によって当初の金属を屈曲・変形させるだけであれば、「固体以外の状態」になったとはいえないと考えられますので、対象物質の使用量を把握する必要はありません。

使用量の把握が必要な原材料、資材等(製品)の形状

○: 使用量を把握するもの
×: 使用量を把握しないもの



※1 廃棄物として処分される場合は使用量としての把握は必要ありませんが、廃溶剤等を回収してきて、精製した溶剤等を再利用・販売等している場合は、精製した溶剤等に含まれる対象物質を製造していることとなりますので、当該対象物質の製造量として把握する必要があります。

※2 天然物とは、鉱石等自然に存在したものを採取してなんらの加工も行われていないもので、自然から採取されたそのままの鉱物等のことです。ただし、選鉱、粉碎、脱水、脱泡等の工業プロセスを経たものの、鉱石や原油は天然物とはみなしません。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源(使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの)のことを指します。

(留意事項)

- ① ここでは、商社のような書類の取引は含まれません。
- ② テレビのブラウン管や蛍光灯の製品を購入してそのまま使用している場合は、それらの使用量を把握する必要はありません。ただし、ブラウン管を製造している場合は、製造過程で使用する対象物質の使用量の把握が必要となる場合があります。
- ③ 電子回路基板を購入して電気製品を製造する場合のように、ある段階まで製造された「半製品」を購入し、それを組み立てて、完成品を製造している場合は、その「半製品」の形状が pⅡ-21～pⅡ-23 に示した形状をしているかどうかで、その使用量を把握する

必要があるかどうかの判断をしてください。

- ④ 対象物質(クロム、ニッケル、マンガン)を含むステンレス鋼(スタッドボルト、ナット等)の金属を製品または製品の構成部品として顧客に提供している場合は、次のように考えてください。
 - a) 対象物質の金属からステンレス鋼を製造する、ステンレス鋼のインゴットなどから溶融工程を経てボルト、ナット等の製品を製造する場合は、製造に用いる対象物質の使用量を把握する必要があります。
 - b) ステンレス鋼のボルト、ナット等の部品を購入して製造品の構成部品として取り扱う場合は、固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならないため、これらの使用量を把握する必要はありません。
- ⑤ 難燃剤としてアンチモン及びその化合物(物質番号 31)を塗布した生地を購入して、自動車用のシートを製造している場合は、その生地の形状が pⅡ-21～pⅡ-23 に示した形状をしているかどうかで、その使用量を把握する必要があるかどうかの判断をしてください。
- ⑥ 古くなった機器を引き取っている場合、それらの機器は固有の形状を有するものですので、これらの使用量を把握する必要はありません。
- ⑦ PCB を含む廃コンデンサーを倉庫内(事業所内)に保管している場合、コンデンサーを倉庫内(事業所内)で一度も開封せず、かつ密閉された状態で入っていた PCB は、一般的に密閉された状態で使用される製品と考えられることから、法施行令第 5 条(→ pⅢ-473)の要件を満たさないため、これを廃棄物として移動する場合は、その取扱量を把握する必要はありません。
- ⑧ 溶接工程で使用する溶接芯線、溶接母剤は取扱いの過程で溶融しているので、その使用量を把握する必要があります。

また、クロムやニッケルを含有するステンレス板を溶接により接合等している場合は、そのステンレス板の使用量を把握する必要があります。
- ⑨ はんだ付け作業に使用するはんだは、取扱いの過程で液状になりますので、その使用量を把握する必要があります。
- ⑩ 対象物質を含むガラスを溶融等している場合は、その使用量を把握する必要がありますが、ガラスを購入してそのまま製品に組み込んでいるような場合には、その使用量を把握する必要はありません。
- ⑪ 飛行機の整備(機械整備業)を行う事業所などにおいて、乗員や職員の健康管理の目的で使用するレントゲンの現像液は、「事業活動」として使用されるものではないので、その使用量を把握する必要はありません。
- ⑫ 芝生にまく農薬や事業所内の食堂で使用される洗剤は、「事業活動」として使用され

るものではないので、その使用量を把握する必要はありません。

- ⑬ 工場の壁を塗る塗料については、建造物に対する維持管理として一般的に行われるものであるため、その使用量を把握する必要はありません。

しかし、製造装置自体に対して腐食防止等の観点から塗装を行っている場合には、その使用量を把握する必要があります。

- ⑭ 事業所内で使用される車両に供給する燃料については、社用車のような公道も走行する車両のためのものは、その使用量を把握する必要はありません。

しかし、事業所構内専用の車両(フォークリフトなど)のためのものについては、その使用量を把握する必要があります。

(関連ページ)

- ・ 第Ⅰ部 2-1 Step4-2 使用する原材料、資材等の確認(→ pⅠ-24)
- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q54~Q72(→ pⅢ-166~171)、Q75、Q77(→ pⅢ-172)、Q80(→ pⅢ-173)、Q102~Q106(→ pⅢ-180~181)

(作業シート1への記入)

○使用している
原材料、資材等の
名称

対象物質を含む原材料、資材等の年間使用量の算出					
通し 番号	原材料、 資材等の 名称	1Aの 年間 購入量 kg/年	1Aの 年度末 在庫量 kg	1Aの 年度初 在庫量 kg	1Aの 年間 使用量 kg/年
	1A	1B	1C	1D	1E =1B- 1C+1D
1	塗料A				
2	シンナーA				